

平成30年度第2回教育委員会臨時会会議録

1. 日 時 平成31年2月8日 午後4時37分

2. 場 所 矢巾町公民館2階 第1研修室

3. 出席委員

教 育 長	和 田 修
教育長職務代理者	大 坊 一 男
委 員	齊 藤 学
委 員	漆 原 祥 子

4. 説明のために出席した職員

学務課長	田中館 和 昭
社会教育課長	野 中 伸 悦
共同調理場所長	村 松 康 志
学務課長補佐	田 村 琢 也

5. 開 会

午後4時37分、平成30年度第2回教育委員会臨時会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

掛川委員が欠席するが、その他の委員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

2月8日の一日と決定する。

8. 協議事項

○教育長

それでは、4. 協議事項入ります。(1) 平成31年度教育行政方針(案)について、事務局から説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

協議事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

総合教育会議を踏まえてインターネットによる被害を受けた児童生徒及び保護者に対する支援を追加以外にも、ネットパトロールの話も出ましたし、子ども議会でもスマートフォンの持たせないことが基本原則ではありますがルール作りをしてもらいたいという話もありましたので、新たに追加しております。

最近のニュースでもSNSがらみでの殺人や監禁が報道されておりますが、そういう意味でも保護者の皆さんにわかってもらわなければいけない。どうしてスマートフォンを持ってはいけないと町としてやっているかということです。わかってもらいたいきっかけになると思いますし、この間の子ども議会でも矢巾北の生徒から提言もありましたので、学校、児童生徒、みんなから意見をもらいまして、保護者、地域の方々からも意見をもらわなければいけないかもしれませんが、基本となるのは学校児童生徒と考えております。そして行政ということで考えております。

○齊藤委員

表現が柔らかくなってよろしいかと思います。具体的な表現ではないけれども色々な可能性を見つけていくという観点でよろしいかと思います。平成32年度と記載されているところがありますが、平成32年度は存在しませんのでここは直した方がよろしいのではないかと思います。

○教育長

ほかのところとも調整をしたいと思います。例えば平成32年度（2020年度）といった記述や完全に2020年度にするかこれからのことについて役場内で調整したいと思います。

○大坊教育長職務代理者

この間から話題になっているスマートフォンですが、新聞記事で全国でもスマホの取り扱いについては検討されているということで持つ持たないということではなく、学校への持ち込みについて持ち込んでもいいけれどもルールを決めて持ち込みOKだと言っている学校もありますし、始めから持ち込みだめだと言うところもありますよね。矢巾の場合は家庭でもどこでも基本原則としては持たせないようにということですよ。

○教育長

持たせないようにしましょうとしております。

○大坊教育長職務代理者

学校に持ち込むという以前に。災害時に安否確認するための連絡手段として非常に有益であるということで将来的にはどれくらいの小中学生が実際に持っているかわかりませんが、現実として。

○教育長

あらためて調査をしなければならぬと思いますけれども、中学校だと学年が上がるにつれて多くなっています。特に中学校3年生になると高校を見据えて親が買い与えることがありますので。大阪のあたりでは安全面のためであれば、GPS機能があって子どもの位置がわかるようになっているのでこれをランドセルの中に入れておきましょう。使う機能は必要最低限のもので十分、それを推奨しましょう。持たせるはこれですと、具体的な提案をしていました。段々とそうなるかと思いますが、今の状況の中で一番心配しているのは何も考えずに子どもに買い与えてしまう保護者の方がいるということです。そういう保護者の中の何人かが子どもが犯罪に巻き込まれてしまうことがあると。そういうケースが出てきている。犯罪に巻き込まれないためにどうするかと言ったら、スマートフォンを持たないことが一番だということです。持たせるのであればルールに従いましょう、ということでルール作りをすると。そこから始めようかと思っております。

○大坊教育長職務代理

全体的な感想ですが、いつも思いますが冊子や本であれば大項目があって小項目があって、この大項目はここまでということがわかりますが演説原稿だとなかなか。例えば第一に第二にと展開していくのですけれども、第一がどこまで続いている第一なのか。大項目がどこで区切りがあるのかということが分かりにくい。階層になってい

と思いますが実際は。

○齊藤委員

文書として残すというよりは行政方針で議会でお話しする意味だと思いますので。語り口調ではいいのかなと思ったのですがおそらく項目は例えば学校教育に関係すると第一に幼児教育、第二に学校教育、ずっと学校教育ですが学校教育の中にも児童生徒の教育や豊かな心、豊かな心が児童生徒の教育の中に入るのですよね。二の確かな学力も第二の児童生徒の教育に入るし、第三のすこやかな体の育成も第二の学校教育、さらにと続きますが実は違いますよね。第二の児童生徒の教育とは別な学校経営の推進というまた大きなくりに入りますよね。さらに次にと表現があるけれども前に続くのではなくて。社会教育は5つの柱という形で書いてあるのでわかりやすいのですが。

○教育長

学校教育推進計画の施策の体系を文書にしているのです。

○齊藤委員

階層がちゃんとあるのですね。

○教育長

それを基にして文書になっているので資料として付けるとわかりやすいと思います。

お諮りいたします。平成31年度教育行政方針（案）については、原案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

〈全員異議なしの声〉

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、平成31年度教育行政方針（案）については原案のとおり承認するというご決定いたしました。

9. その他

○教育長

5. その他に入ります。事務局より何かありますか。

○学務課長補佐

特にありません。

10. 閉 会

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後4時55分)